



三重県公報

平成31年3月29日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	訓 令		
4	三重県職員倫理規程	(人 事 課)	2
5	三重県職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令	(同)	3

訓 令

三重県訓令第4号

序 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員倫理規程を次のように定める。

平成31年3月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県職員倫理規程

県政は県民の信頼に支えられて成り立つものであることを、全ての職員が肝に銘じ、公務中はもちろん公務外においても、常に高い倫理観を持ち行動するとともに、高い使命感で正確、誠実かつ公正に職務を遂行することが求められる。

ついで、職員の倫理保持を図り、県民サービスの維持及び向上並びに県政に対する県民の信頼の確保に資するため、この規程を制定する。

(趣旨等)

第1条 この規程は、県民サービスの維持及び向上並びに県政に対する県民の信頼の確保につなげるため、職員の倫理に関し職員が遵守すべき事項等を定めることを目的とする。

2 職員の服務については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、三重県職員の服務に関する訓令(昭和55年三重県訓令第7号)その他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職員の基本的な心構え)

第2条 職員は、自らの行動が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを常に認識し、法令、社会規範、ルール及びマナーを遵守するとともに、正確、誠実かつ公正に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県政に対する県民の信頼の確保に努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、高い使命感及び倫理観を持ち、職務の本来の目的を忘れることなく、県民全体の利益を考えて、次の各号に基づき行動するよう努めなければならない。

- (1) 職員の持つ権限及び地位が、法令に基づくものであることを深く自覚し、法令を遵守すること。
- (2) 県政に対する県民の信頼を損なうことのないよう、正確で適切な事務処理を行うこと。
- (3) 全体の奉仕者として、不当な差別的取扱をすることなく誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、県民への説明責任を果たし、職務の透明性を確保すること。
- (4) 常に公私の別を明らかにして行動し、職務又はその地位を私的な利益のために用いないこと。
- (5) 公務中はもちろん公務外においても、自らの行動が県政に対する県民の信頼に影響を与えることを常に認識し、高い倫理観を持って行動すること。
- (6) 正確で適切な事務処理に向けて、自らの職務の遂行に必要な専門知識の習得及び能力の向上を図ること。

(管理監督者の責務)

第4条 管理監督の立場にある職員は、正確、誠実かつ公正な職務遂行及び倫理保持に関し、その職責を十分に自覚し、次の各号に基づき行動するよう努めなければならない。

- (1) 県政に対する県民の信頼を確保できるよう、自ら率先して前条の遵守に取り組むこと。
- (2) 部下の職員に対して、正確、誠実かつ公正な職務遂行及び倫理保持の重要性を繰り返し伝える等前条の遵守に関して、必要な指導監督を徹底すること。
- (3) 部下の職員との情報共有等を通じて、執務状況の把握を図り、柔軟で適切な業務の配分を行う等正確、誠実かつ公正な職務遂行を組織的に進める体制を整備すること。
- (4) 不正又は不適切な事務処理を未然に防ぐための職員の必要な連携及び協力が促される風通しの良い職場風土づくりを進めること。

(違反行為に対する処分等)

第5条 職員が地方公務員法等関係法令に違反する行為又は正確、誠実かつ公正な職務遂行及び倫理保持に反する等この規程に違反する行為を行った結果、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為と認められる場合は、その違反の程度に応じ、地方公務員法第29条の懲戒処分等の厳正な措置を講ずる

ものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員の倫理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

三重県訓令第5号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令

三重県職員事故事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織等) 第7条 審査会は、会長及び委員 <u>6名</u> をもつて組織する。 2 会長は総務部長の職にある者を、委員は次の職にある者をもつて充てる。 (1) (略) (2) <u>行財政改革推進課長</u> (3)～(6) (略) 3 (略)	(組織等) 第7条 審査会は、会長及び委員 <u>5名</u> をもつて組織する。 2 会長は総務部長の職にある者を、委員は次の職にある者をもつて充てる。 (1) (略) (2)～(5) (略) 3 (略)

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>